

双葉町・大熊町の復興等
に向けた重点要望について
(要望書)

令和8年8月

双葉町長 伊澤 史朗 大熊町長 吉田 淳

双葉町議会議長 岩本 久人 大熊町議会議長 仲野 剛

双葉町は、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、東日本大震災と原子力発電所の事故から約11年半を経てふるさとに帰還することが出来ました。令和7年度にはスーパーや飲食店、本年6月にはカンファレンスホテルが開業するなど、町内における暮らしの利便性は着実に向上しています。しかしながら、町域の約85%は未だ帰還困難区域であり、町内居住人口は264人（令和8年7月現在）と震災前の約3%にとどまるなど、町民が安心して帰還し、生活できる環境は、十分に整っておらず、町の復興は緒に就いたばかりです。

大熊町では、震災以降、多くの皆様からの温かいご支援の下、復興に向けた取組が一つ一つ実を結んでおります。平成31年4月に避難指示が解除された大川原地区においては、復興拠点の整備などが着実に進展しているほか、令和4年6月に避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においては、令和7年3月にJR大野駅西口の施設がグランドオープンするなど、ふるさとの復興・再生に弾みを付けようとしています。その一方で、いまだ町域の約半分が帰還困難区域であり、町内居住者は1,219名（令和8年6月末現在）と震災前の約10%にとどまっています。

特定復興再生拠点区域外（以下「拠点区域外」という。）については、政府方針に基づく特定帰還居住区域制度の下、われわれ二町（以下「両町」という。）においても区域を設

定し、除染、家屋解体、インフラ復旧等を進めています。しかしながら、2020年代中の避難指示解除に向けた具体的な工程はいまだ十分に示されておらず、両町が求めてきた帰還困難区域全域の避難指示解除には遠く及びません。

また、両町は、過酷な事故を起こした福島第一原子力発電所の立地自治体であり、長期にわたる廃炉作業、苦渋の決断により受け入れた中間貯蔵施設における除去土壌等の県外最終処分、ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評への懸念など、極めて重い課題を抱えています。

本年4月から始まった第3期復興・創生期間の5年間は、特定帰還居住区域の避難指示解除はもとより、安心して帰還・定住できる生活環境の整備や産業・生業の再生等を本格的に進めるための正念場です。そして、帰還困難区域全域の避難指示解除をはじめ、残された課題を何としても前進させていかなければなりません。

国におかれましては、原子力政策を推進してきた社会的責任を改めて認識し、両町の復興が成し遂げられるまで、国の総力を挙げて取り組んでいただくとともに、前面に立って最後まで責任を持って両町の復興を進めていただけるよう、特に次の事項について要望いたします。

1. 拠点区域外の避難指示解除に向けた取組の実施

【復興庁、経済産業省（原子力災害現地対策本部）、環境省、農林水産省】

（1）特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の実施

- 特定帰還居住区域への帰還・居住に向け、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」との政府方針の下、長期にわたり避難生活が続く住民に最大限寄り添い、丁寧かつ迅速に帰還意向を確認すること。また、「特定帰還居住区域復興再生計画」の認定を受けた区域については、避難指示解除に支障がないように遅滞なく除染等を実施すること。
- 「特定帰還居住区域」における、「生活に必要とされる範囲」については、帰還する住民の意向を丁寧に反映し、地域の実情に応じて柔軟に区域が設定できる制度とすること。また、区域内にある自宅から離れた農地や、帰還意向者が高齢等により自ら耕作できない場合は、農業法人等が参入できる取扱いを早期に具体化すること。
- 「特定帰還居住区域」の住民からは、避難指示解除に向けた具体的なスケジュールが見えないことへの不安の声が多く寄せられていることを踏まえ、2020年代中の避難指示解除を実現できるよう、除染、家屋解体、インフラ復旧等に係る

区域ごとの工程及び進捗管理の方法を明らかにし、住民に分かりやすく示すこと。

- 対象区域は、放射線量が高い場所が散見されるため、帰還する住民が安全・安心に生活が営めるよう、住宅周辺の裏山等の急傾斜地などの放射性物質の低減策も含め、十分かつ一体的な除染を実施すること。また、除染範囲の拡大やフォローアップ除染も含め、地元自治体と十分に協議し、効果的な線量低減を図ること。
- 政府方針にある「住民の居住・生活に必要なインフラの整備」を進めるため、道路、下水道、上水道等の修繕・整備、生活用水の確保等に必要な財源を確保すること。特に、両町の上水道整備は双葉地方水道企業団が担っており、資金面に加えて施工事業者の確保が課題となっていることから、事業者の確保・参入支援を含め、必要なインフラ整備を着実に進めるための実効性ある支援策を講じること。
- 特定帰還居住区域の 2020 年代の避難指示解除の実現に向け、これら一連の取組に対し、必要な財源及び人員を継続的かつ機動的に措置すること。

(2) 残された土地・家屋等に対する方針の明示

- 帰還意向のない方が所有する土地・家屋等については、荒廃が進んでおり、所有者からは「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。加えて、特定帰還居住区域へ帰還する住民の近隣に荒廃した土地・家屋等が残ることは、倒壊や火災、空き巣等の恐れがあり、安全・安心な生活の妨げになることも想定される。山林や事業用地を含め、残された土地・家屋等の取扱いについて、速やかに方針を示すこと。
- 政府方針では、「営農については、帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める。」とされている。拠点区域外には営農再開を目的として帰還を望む住民や生きがいのための農業再開を目指す住民がいることを踏まえ、安全・安心な農作物を生産できるよう、畦畔部を含めた農地全体に対し、面的に土壌中の放射性物質の低減策を講じること。また、放射性物質の低減策により、耕作土の削り厚さが数十センチメートルにもなる場合には、現在の営農再開に係る支援メニューでは地力の回復スピードが上がらず、収量が期待できないことから、新たな地力回復対策を講じること。さらには、帰還困難区域内のため池・水路等の除染・復旧の遅れにより、既に避難指示が解除された区域においても十分な農業用水を通水できない事態が

生じているため、国が主体となって農業用水利施設の除染・復旧を迅速かつ着実に進めるとともに、営農再開及び生活に必要な農道についても、早急に整備を進めること。なお、農道整備は測量・設計から工事完了まで複数年度を要することから、単年度事業ではなく基金事業化を図るなど、事業完了まで切れ目なく迅速に整備を進められる仕組みを構築すること。

- 営農を持続可能なものとするため、拠点区域外の農地について、帰還意向者が所有する飛び農地や、近隣の他者が所有する農地を活用して、農業法人等の担い手が一体的な耕作ができるよう調整するなど、地元自治体と緊密に協議しながら営農再開に向けた措置を具体化すること。
- 既に避難指示が解除された区域及び拠点区域外の双方における営農を持続可能なものとするため、これらの取組を地域の実情に応じて中長期的に支援すること。

（３）帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンの明示

- 国は、「将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意」の具現化に向けて、残された農地を含む土地・家屋等の取扱いや、特定復興再生拠点区域等との一体的な復興の観点も踏まえ、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンを早期に示すこと。

- 帰還意向に基づく除染のみではなく、復興のステージに応じた面的な除染や防災・防犯等のための解体など、多様な避難指示解除のあり方を可能とする制度を構築すること。

(4) 拠点区域外への立入規制の緩和等に伴う防犯対策の一層の強化

- 各自治体の意向を踏まえたうえで、拠点区域外への立入規制の緩和を実施するにあたり、立入りする住民の安全確保のため、倒壊の恐れのある家屋の早期解体や有害鳥獣対策を行うとともに、空き巣被害の増加が懸念されることから、防犯パトロールなどをより一層強化すること。
- 避難指示解除後も、周辺に帰還困難区域が残り、山間部を含む人目の届きにくい状況が続くことから、国の支援による防犯パトロール等の必要な対策を継続すること。

(5) 帰還困難区域での活動自由化

- 帰還困難区域での活動の自由化の検討にあたっては、将来的な帰還困難区域全域での避難指示解除を原則とし、放射線防護はもとより、防災・防犯・有害鳥獣対策を含めた住民の安全・安心の確保を大前提とすること。その際、科学的な見地から専門的な検討を行い、客観的な安全・安心を担保すること。

2. 復興のスタートに立つ両町への重点的サポート

【復興庁、経済産業省、農林水産省、国土交通省】

(1) 中長期にわたる財源の確保等

- 両町は、長期にわたる全町避難を余儀なくされ、避難指示解除後の復興・まちづくりがようやく本格化した段階にあることから、第3期復興・創生期間以降も、福島再生加速化交付金をはじめ、ハード・ソフト両面で十分な財源及び制度枠を中長期的かつ確実に確保すること。また、第3期復興・創生期間中に実施する各種復興事業のうち、物価高騰、労務費及び資材価格の上昇、資材調達の遅延等の影響により、入札不調が生じ、事業の進捗に支障をきたしていることから、必要な財源を確実に措置するとともに、年度途中の事業費の増額や、事業期間の繰越、事業内容の変更等に柔軟かつ迅速に対応すること。
- 双葉町においては、更なる企業誘致及び福島国際研究教育機構（F-REI）の進展等に伴う立地需要の受皿となる新たな産業団地や町民の健康増進及び交流の場となる運動公園、さらには町内での学校再開に向けた学校教育施設の整備を進めるとともに、「双葉駅東地区まちづくり基本構想」に基づき、子育て支援や地域交流の場となる地域交流施設、歩行者中心の賑わいのある空間を形成する駅前通りの再整備、商業施設の拡張等を予定している。これらの事業を着実に実施で

きるよう、第3期復興・創生期間以降においても一団地の復興再生拠点市街地形成施設、都市公園事業、都市防災推進事業及び福島再生加速化交付金等について、必要な財源及び制度を確保するとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

- 大熊町においては、大熊インキュベーションセンターやF-REIの進展等に伴う企業や研究施設の受け皿となる産業団地、及び平常時はパークゴルフ場として町民の憩いの場となる防災広場の整備を進めている。また、今後は町民の健康増進及び交流の場となる運動公園や、常磐自動車道の大熊インターチェンジ周辺に地域振興施設（道の駅）の整備等を予定している。これらの事業を着実に実施できるよう、福島再生加速化交付金等の財源を確実に確保するとともに、道の駅の整備など既存のメニューで対応が難しい施設等の整備についても、地域の実情に応じて柔軟に対応すること。
- 避難指示の解除が遅れた両町が、先行して避難指示解除された自治体と支援制度を活用できた期間や活用実績に差が生じたり、自己負担や事業の絞り込み、または支援の終了等の不利益を受けることのないよう、復興の進捗及び地域の実情を踏まえた公平な支援を行うこと。特に、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、先行して避難指示が解除された自治体と比べ、解除時期が遅れたことで利用実績に差がでている。両町ではこれから特に企業立地や商業機能の充

実に向けた活用が必要であることを踏まえ、必要な予算を長期的かつ重点的に確保し、避難指示解除の時期による不公平が生まれないよう両町が十分に活用できる制度運用とすること。

- こうした企業立地支援の確保にとどまらず、長期避難により、事業者の休廃業、商圈の縮小、雇用及び担い手の不足など、地域経済の基盤そのものが大きく失われていることを踏まえ、事業再開・継続への支援、雇用の確保、人材の育成・定着及び地元事業者への波及を含め、産業・生業の再生を総合的に支える財源及び制度を中長期的に確保すること。
- 長期避難による住宅の荒廃・解体等により、帰還者及び移住者の受皿となる住宅が不足していることから、多様な住宅ニーズに応じた住宅確保への支援を継続・拡充すること。特に、福島再生賃貸住宅整備事業をはじめとする各種支援制度について、両町の住宅需要や特定帰還居住区域の避難指示解除の進捗に応じて機動的に活用できるよう、十分な財源を確保するとともに、柔軟な制度運用を行うこと。

（２）国の推進体制及び機能の確保

- 両町をはじめとする福島復興には、今後も中長期的な対応が必要であることから、復興庁の設置期限である 2030 年度以降についても、原子力災害という特殊事情を十分踏ま

え、復興庁が持つ関係省庁を束ねる司令塔機能や予算を含む総合調整機能など、福島復興を専門的かつ強力に支える機能を確実に維持し、国が前面に立って両町の復興が成し遂げられるまで取り組む体制を確保するとともに、その具体的な方向性を早期に示すこと。

（３）人材の継続的な確保

- 両町では、生活環境やインフラ、各種施設の整備、営農再開、住民の健康管理支援など、今後も長期にわたり専門性の高い復興業務が続く一方、土木・農業土木・建築職、保健師等の専門人材の確保は極めて厳しい状況にある。このため、全国の地方公共団体から応援職員の派遣を受ける総務省スキーム及び復興庁が職員を採用し、被災市町村に派遣する復興庁スキームのいずれにおいても、両町の復興を支える重要な人的支援制度として、中長期的に継続・充実すること。

（４）福島イノベーション・コースト構想の推進

- 原子力災害により産業基盤が大きく失われた両町を含む双葉地域の復興には、新たな産業・研究拠点を地域全体で戦略的に形成していくことが不可欠である。このため、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写

真」に基づく取組を着実に進めるとともに、構想の実現に必要な体制及び財源を確保し、中長期的に推進すること。

(5) F-REI による地域産業の振興

- F-REI については、研究開発にとどまらず、社会実装、産業化及び人材育成の成果が、両町における地元企業の参画、企業立地、雇用の創出及び人材の育成・定着等に具体的につながるよう、地元自治体及び企業との連携を強化し、その成果を周辺自治体にも着実に波及させること。

(6) 避難生活及び帰還を支える生活支援の継続

- 避難生活が長期化し、避難先とふるさととの往来が引き続き必要であることから、原発事故による避難者に対する高速道路の無料措置を、住民が帰還できるまで継続すること。
- 帰還困難区域等の住民に対する、医療費の一部負担金及び医療・介護保険料等の減免措置について、避難指示解除時期の違いにより支援に不公平が生じないように、必要な期間継続すること。また、住民及び自治体に混乱が生じないように、翌年度以降の取扱いを早期に決定し、速やかに通知すること。
- 長期避難により住宅の再建がなお途上にあることを踏まえ、令和8年度末に適用期限を迎える東日本大震災に係る被

災住宅用地等に対する固定資産税の特例措置を延長すること。

（７）双葉地域における医療提供体制の確保

- 双葉地域における中核的病院については、公立大学法人福島県立医科大学の附属病院として整備されることが決定しているが、幅広い医療ニーズに対応する中核的病院の開業による医療体制の確保は、両町のみならず双葉郡全体における一層の復興に不可欠であることから、早期開業が可能となるよう整備及び医療従事者の確保等に向けての支援を行うこと。

（８）避難指示解除区域における未除染家屋の対応

- 避難指示が解除された区域において、一部で未除染の家屋等が残存している。未除染の家屋等が残ることは、住民の帰還意欲を削ぎ復興の足かせとなることから、相続未了等の事情により申請が困難であった実態を考慮し柔軟な対応を講じること。その上で、特定帰還居住区域における除染・解体と連携し、個別事情を踏まえて一体的に解体するなど、速やかな帰還環境の整備を図ること。
- 特に、荒廃が激しく倒壊の危険性が著しい家屋等については、住民の帰還や安全・安心な生活環境の早期回復のために

も早急な解体が求められる。避難指示解除区域における空き家等は、長期にわたる立ち入り制限等という特殊な要因によって管理不全化したものであるため、その実情を考慮した対策を講じること。

3. 福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導

【経済産業省、環境省】

- 東京電力には、福島第一原子力発電所の廃炉を安全かつ着実に完遂する責任がある。廃炉は、両町はもとより被災地全体の復興の大前提であることから、国は、原子力政策を推進してきた責任も踏まえ、中長期ロードマップ等に基づき廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう、作業員の被ばく防止、放射性物質の漏えい防止及び協力企業を含む安全管理体制の確保について、東京電力に対する監督・指導を徹底すること。
- 中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において、処理・処分方法の具体的な議論を早急に進め、県外において確実に処分すること。
- 中間指針第五次追補を踏まえた賠償はもとより、個別具体的な事情に応じ、被害者に寄り添った迅速かつ柔軟な賠償が確実に行われるよう、東京電力を適切に指導すること。
- ALPS 処理水については、海洋放出の実施主体である東京電力に対し、国際基準及び関係法令等を厳守し、安全確保を徹底するよう厳格に監督すること。また、処分が完了するまでの間、放出前後の状況を適切に把握できるよう、確実かつ透

明性のある海域モニタリングを継続的に実施すること。あわせて、国は、海洋放出を決定した主体として、得られた結果を科学的根拠に基づき国内外に丁寧に発信し、国民及び国際社会の理解醸成に責任を持って取り組むこと。

- 復興の妨げとなる新たな風評を生じさせないとの強い決意の下、風評対策に確実かつ継続的に取り組むとともに、国内外への正確な情報発信、販路の維持・拡大、事業継続等に向けた実効性のある支援策を講じること。また、風評影響が生じた場合には、農林水産物の一時的な買取り・保管を含む必要な対策を機動的に実施すること。

4. 中間貯蔵施設の安全管理及び最終処分場等の確保

【環境省】

- 両町は、福島県内各地における除染で発生した除去土壌等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設を、苦渋の決断により受け入れている。帰還困難区域を除く除去土壌等の運搬はおおむね完了しているが、今後も特定帰還居住区域の除染等に伴う除去土壌等の運搬が行われることから、引き続き、除去土壌等の運搬・貯蔵を安全かつ確実に実施するとともに、中間貯蔵施設区域内の防犯・防火を含む安全管理を徹底すること。
- 令和7年8月に決定された「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」に基づき、政府一丸となって取組を進めること。特に、最終処分場の候補地選定後の用地取得、施設整備、運搬等に係る具体的なプロセスやスケジュールが未だ明確に示されていないことから、2045年3月までの県外最終処分を確実に実現するための具体的な方針及び工程を速やかに明示し、国の総力を挙げて着実に実施すること。
- 2045年3月まで残り19年を切る中、県外最終処分に関する全国的な理解が十分に醸成されているとは言えず、両町は強い危機感を抱いている。県外最終処分が、中間貯蔵施設の受入れに当たり国が約束し、法律に定められた国の責務である

ことを踏まえ、政府自ら先頭に立ち、その経緯や必要性について、対象、内容及び手法を工夫した情報発信を全国的に展開し、国民的な理解醸成を一層強力に進めること。

- 復興再生利用については、総理大臣官邸や霞が関の各府省における利用が進められているが、県外最終処分の実現に向けては、更なる利用先の拡大が不可欠である。残された期間が正念場であるとの認識の下、政府一丸となって、公共事業等における復興再生利用を強力に推進し、具体的な利用先の創出及び最終処分地の選定を計画的かつ着実に進めること。また、最終処分後の跡地利用についても検討を行うこと。



(本件事務取扱)

双葉町役場 復興推進課 主幹 菊地 駿志

電話：0240-33-0127

住所：福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4

大熊町役場 企画調整課 課長 幾橋 功

電話：0240-23-7584

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1 7 1 7